

環境社会配慮審査会の設置要項

1. 目的

本要項は、国際協力機構が設置する環境社会配慮審査会(以下、「審査会」という)について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務

審査会は要請段階から協力事業の終了まで関与し、環境社会配慮担当役員からの諮問に対し、次の答申を行う。また、委員長は年次報告書を作成する。

- (1) カテゴリ A とカテゴリ B 案件の環境社会配慮面からの支援の是非について
- (2) カテゴリ A とカテゴリ B 案件の環境社会配慮面からの助言について
- (3) 緊急時の措置に該当する場合のカテゴリ分類、緊急時の判断、及び実施する手続きについて
- (4) 環境社会配慮ガイドラインの運用について
- (5) その他の諮問する事項

3. 構成

- (1) 審査会は、10 から 20 名程度の委員から構成される。
- (2) 委員は、社会環境、自然環境、公害、法律、住民移転等の専門性を有する者を公募し、環境社会配慮担当役員が委嘱する。必要に応じて臨時委員を委嘱する。ただし、不足の場合又は臨時委員の場合には、公募によらずに委嘱することができる。

4. 委員の任期

各委員の任期は原則 2 年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5. 委員長と副委員長

- (1) 審査会に委員長と副委員長 2 名を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 委員長と副委員長の任期は、2 年間とする。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

6. 開催

- (1) 委員長は、審査会を招集し、原則として毎月 2 開催する。
- (2) 審査会は、機構関係者及び必要に応じ委員長が定める関係者の出席を求めることができる。

7. 会議

(1) 審査会は、委員の半数以上が出席して開催することを原則とする。

(2) 審査会の議事は、委員の半数以上が出席する会議において、出席した委員及び臨時委員の総意で決することを原則とする。ただし、票決が適切と考えられる事項については、過半数で決し可否同数のときは委員長の決するところによる。なお、答申を電子的手段により決する場合は、担当委員の総意によることを原則として委員長が決する。

8. 情報公開

審査会は公開し、当日の参加を認める。また、審査会の議事録は発言順に発言者名を記しホームページを通じて公開する。

9. 庶務

審査会の庶務は、企画・調整部環境社会配慮審査チームが処理する。

10. 委任

ここに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

以 上